

江別市立角山小学校「学校いじめ防止基本方針」

1、基本理念

- (1) いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、いじめの芽はどの学校でもどの児童にも生じうるという緊張感を持ち、児童が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深める。
- (3) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であり、また、いじめを受けている児童に非はないという認識に立ち、学校は、家庭、地域、行政機関その他の関係者と連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指す。

2、いじめの定義、いじめの理解

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定に人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第3条）

- ①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。
- ②いじめは、多様な形態があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。
- ③いじめは、単に「加害者」と「被害者」だけの問題ではなく、「観衆」や「傍観者」などの周囲を含めた「集団の問題」であることを認識する。

3、いじめの禁止

児童は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

4、学校及び職員、保護者、地域の責務、役割

(1) 学校及び学校の教職員の責務

- ・児童の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。
- ・いじめを受けた児童を徹底して守り通すとともに、早期解消のため適切かつ迅速に対処する。
- ・教職員の言動が児童に大きな影響力を持つことを認識し、児童一人一人についての理解を深め、児童との信頼関係の構築に努めるとともに、学校教育全体を通して適切な指導を行う。

(2) 保護者の責務

- ・子の教育について第一義的責任を有し、その言動がその保護する児童に大きな影響力を持つことを認識しつつ、当該児童に対し、心身の調和の取れた発達を図るとともに、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うよう努める。
- ・その保護する児童がいじめを受けた場合には、学校その他の関係機関と緊密に連携を図るなどして、適切にいじめから保護すること。
- ・道、市教委及び学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。

(3) 地域の役割

- ・地域において児童生徒と触れあう機会を大切にし、地域ぐるみで児童生徒を見守り、地域が連携協力して児童生徒が健やかに成長できる環境づくりに努める。
- ・いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校、関係機関等に通報その他の適切な措置をとるなどして、学校等が行ういじめの対応に協力するよう努めること。

5、学校におけるいじめの防止

- (1) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るとともに、予防的な生徒指導を促進する。
- (2) いじめを防止するため、児童の保護者、地域住民、社会教育関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、児童の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上に資する教育活動並びにいじめの防止等に資する児童の自主的な企画及び運営による活動を促進する。
- (3) 保護者及び教職員等に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。

6、いじめの早期発見のための措置

- (1) 学校は、いじめの実態を適切に把握し、いじめの早期発見及び早期解消につなげるため、質問票の使用及び児童への面談等による定期的な調査及び当該学校におけるいじめの防止等の取組状況に関する調査その他の必要な措置を講ずる。
 - ①児童対象いじめアンケート調査 年2回（6月、10月）
 - ②保護者との面談時に聞き取り調査 年2回（7月、11月）
 - ③教育相談を通じた学級担任による聞き取り調査 年2回（7月・11月）
- (2) 学校は、いじめに係る相談体制を整備する。
 - ①スクールカウンセラーの活用
 - ②教育相談の実施
- (3) 学校は、相談体制の整備に当たり、いじめを受けた児童の権利等が擁護されるよう配慮する。

7、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- (1) 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため「いじめ対策委員会」を置く。

<構成員> 校長、教頭、生徒指導、教務（特別支援教育コーディネーター）
養護教諭（スクールヘルスリーダー）、スクールカウンセラー

<活動> ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
②いじめ防止に関すること。
③いじめ事案に対する対応に関すること。
④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

<開催> 月1回を定例会とし常勤職員で開催する。いじめ事案発生時は緊急開催とする。

8、いじめに対する措置

- (1) 児童からいじめに係る相談を受けた者は、いじめの事実があると思われるときは、児童生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとること。
- (2) 学校は、いじめの通報を受けたときなど児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実確認を行い、その結果を設置者に報告すること。
- (3) 学校は、いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、スクールカウンセラー等の協力を得て継続的に対応する。
 - ・ いじめを受けた児童に対する支援、その保護者に対する情報提供及び支援
 - ・ いじめを行った児童に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言
- (4) 学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を講ずる。
- (5) 学校は、いじめに関係した児童の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を保護者と共有するなど必要な措置を講ずる。
- (6) 学校は、いじめが犯罪行為と認めるときは警察と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

9、いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- (1) 教職員に対し、研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行うこと。

10、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

11、重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、江別市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

12、学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。 (平成26年4月作成)